

# 安全衛生推進者（初任時）能力向上教育

## 開催ご案内

主催 建設業労働災害防止協会静岡県支部

〒420-0857 静岡市葵区御幸町9番地の9 TEL 054-255-1080

FAX 054-272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>

労働安全衛生法第12条の2により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、安全衛生推進者を選任し、安全衛生業務にあたらせることが義務付けられています。

なお、既に安全衛生推進者を選任されている場合、同法第19条の2で「事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。」としています。

また、本教育の内容は、安全衛生推進者の責任と職務を中心に、平成18年の改正労働安全衛生法に規定されたリスクアセスメントの科目を取り入れたものになっています。

新たに選任された者、既に選任されている者も含め、この機会をご利用ください。

### 記

#### 1. 受講対象者

- イ、新たに安全衛生推進者に選任され、概ね3ヶ月以内の者
- ロ、既に安全衛生推進者に選任されている者

#### 《参考：安全衛生推進者の選任資格要件》

- (1) 大学、高専卒で、1年以上の安全衛生実務経験のある者
  - (2) 高等学校卒で、3年以上の安全衛生実務経験のある者
  - (3) 上記以外の者で、5年以上の安全衛生実務経験のある者
  - (4) 労働基準協会が実施する安全衛生推進者養成講習を修了した者
  - (5) 労働局長が同等と認める者
- イ 安全管理者及び衛生管理者の資格を有する者
  - ロ 安全管理者の資格を有し、1年以上の衛生の実務経験がある者
  - ハ 衛生管理者の資格を有し、1年以上の安全の実務経験がある者
  - ニ 作業主任者技能講習修了者で、1年以上の安全衛生の実務経験がある者
  - ホ ずい道等救護技術管理者の資格を有し、1年以上の安全衛生の実務経験がある者

## 2. 講習開催日及び会場等

- (1) 日程は、別途発行の「技能講習・特別教育・その他安全衛生教育のご案内」又は、当支部のホームページをご覧ください。
- (2) 講習会は、午前 8 時 55 分より開催いたしますので、午前 8 時 45 分までに集合してください。

## 3. 講習の科目及び時間

科 目	講 習 時 間
安全衛生管理の進め方	3 時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2 時間
安全衛生教育	1 時間
関係法令	1 時間

## 4. 講習会費

受講料 7,650 円    テキスト代 1,650 円    昼食代 700 円    合計 10,000 円

※ 支部会員はテキスト代 1,000 円を補助します。

## 5. 受講申込手続き

- (1) 受講を希望する方は、支部宛てに電話でご予約ください。
- (2) 受講申込書及び受講票に必要事項を記入し、押印のうえ、予約後 10 日以内に受講料を添えて支部に申し込んでください。(※次の 6. 受講料の支払いを参照)
- (3) 本人確認のため、イ.ロ.ハのいずれかのコピーを受講申込書に添付してください。

※お預かりした証明の写しは、当支部で責任を持って管理します。

イ	写真付きの公的なものいずれか 1 点	自動車運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面、在留カード等
ロ	写真の無い公的なもの ①②より各 1 点	①住民票または国民健康保険証 ②国民健康保険証以外の健康保険証または年金手帳
ハ	①公的なものと②写真付きのもの各 1 点	①住民票または国民健康保険証 ②建災防静岡県支部が発行した技能講習等修了証(写真付)または公的機関が発行した資格証明書(写真付)

- (4) 外国人労働者の方の氏名欄には「在留カード」に記載されている氏名を記入しますので、在留カードの写しを必ず受講申込書に添付してください。
- (5) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。
- (6) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には他の会場に移行する場合がありますので、予めご了承ください。
- (7) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の 10 日前までに申し出てください。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承ください。

## 6. 受講料の支払い

振込みの場合は下記口座をお願いします。

三井住友信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901

静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374

注-1 名義人は、いずれも**建災防静岡県支部(ケンサイボウシズオカケンシブ)**

注-2 指定の振込用紙はありませんので、銀行備え付けのものをご使用ください。

- ・ 領収証の発行は振込み明細をもって代えさせていただきます。
- ・ 領収証が必要な場合は現金でお支払ください。

## 7. 受講時の注意

- (1) 当日は、受講票・筆記用具をご持参してください。

## 8. その他

- (1) テキストは、講習当日会場でお渡しします。
- (2) 全科目終了者に、修了証を交付します。